

特定非営利活動法人

自殺対策支援センター ライフリンク

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人自殺対策支援センターライフリンクという。

(事務所等)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置き、従たる事務所を東京都足立区に置き、必要に応じて支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、自殺リスクを抱えた個々人に対する「生きることの包括的な支援」を行うとともに、全国の自治体や民間団体等と連携して「生きることの包括的な支援」を全国で展開するための社会的インフラの構築を行う。また自殺対策の推進に資する社会的提言等を積極的に行い、あわせて自殺予防や自死遺族等支援などの活動を行っている団体や個人などの活動促進のための支援を実施する。これらの活動を通じて、誰も自殺に追い込まれることのない「生き心地の良い社会」の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 自殺リスクを抱えた個々人に対する「生きることの包括的な支援」事業
- (2) 「生きることの包括的な支援」を全国で実施・展開するための社会的インフラ構築事業
- (3) 自殺対策の推進に関する提言事業
- (4) 自殺対策に取り組む自治体や民間団体等への支援事業

- (5) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

2 正会員において団体会員は、団体ごとに1人の会員として、総会では1票の権利を持つものとする。

3 正会員において一の団体が同時に複数の会員資格を持つことは不可とする。

(入会)

第7条 正会員及び賛助会員の入会については、特に条件を定めない。

2 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面又は電磁的方法をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を期日までに納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき

(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき

(3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入の確認が取れないとき

(4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員等

(種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
 - (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、副理事長を若干人置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、理事会において選任し、総会に報告する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会において理事の互選により定める。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号の一に該当するものは、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前各号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会の招集をすること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前各項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第20条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は理事会で選出し、理事長がこれを任免する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応じて法人の活動や運営に助言をすることができる。

第5章 会議

(種別)

第21条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 理事の職務及び報酬
 - (5) 事業報告及び決算
 - (6) 解散時における残余財産の帰属
- 2 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項について議決する。
 - (1) 総会に付すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他この定款で総会の権限に留保された事項を除く、業務の執行に関する事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき

3 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第25条 前条第2項第3号の場合を除き、会議は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。また、前条第3項第2号及び第3号の規定により請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 会議を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくともその総会の5日前までに又はその理事会の当日までに通知しなければならない。

(運営方法)

第26条 会議の運営方法は、この定款に定めるもののほか、別に規則を定めることができる。

(議長)

第27条 総会の議長は出席した正会員のうちから理事長が指名し、理事会の議長は理事長がこれに当たる。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

2 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 会議における議決事項は、第25条第3項の規定によって通知した事項とする。ただし、議長が緊急と認める場合については、総会出席者の5分の1以上の同意により議題とすることができる。

- 2 会議の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員又は理事会に出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。
- 4 緊急を要する事項について、理事長から全理事に書面又は電磁的方法により通知し賛否を求めた場合には、書面又は電磁的方法による理事総数の過半数を得た賛否をもって、理事会の持ち回り議決とすることができる。

(表決権等)

第30条 総会における各正会員及び理事会における各理事（以下「構成員」という。）の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、書面又は電磁的方法をもって他の正会員を代理人として表決を委任することができるものとし、書面及び電磁的方法による表決は行えないものとする。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第28条第1項、前条第2項、次条第1項第2号及び第40条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 議決すべき事項について、特別の利害関係を有する構成員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第31条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 構成員総数及び出席者数（表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2人以上又はその理事会で選任された議事録署名人1人以上が記名押印又は署名しなければならない。

3 前各項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的方法による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

4 前各項の規定にかかわらず、理事会の持ち回り議決の場合には、理事総数、理事長が全理事に通知した事項と通知から表決までの経緯、及び各理事の表決結果と付記意見の内容等の記録をもって議事録とする。この議事録には、理事長及びその他の理事1人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第32条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第33条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第34条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第35条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第36条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業計画)

第37条 この法人の事業計画は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならないものとし、次の総会に報告することとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第40条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第41条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による認証の取り消し

- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第43条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。ただし、法28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第9章 事務局

(事務局)

第45条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

- 2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が任免し、職員は理事長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第46条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定めることができる。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理事長 清水 康之

理事 西田 正弘

理事 鈴木 七沖

監事 尾崎 盛幸

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成17年3月31日決算に係る通常総会の終結時までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第37条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第39条の規定にかかわらず、成立の日から平成17年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 入会金 5,000円 年会費 10,000円

(2) 賛助会員 入会金 0円 年会費 1口 5,000円（1口以上）

(3) 特別会員 入会金 0円 年会費 0円

2025年度

事業計画書

特定非営利活動法人自殺対策支援センターライフリンク

1 事業実施の方針

自殺対策を「生きる支援」と捉え、誰も自殺に追い込まれることのない「生き心地のよい社会」の実現をめざして、下記5つの事業を柱にして活動を推進する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【890,894】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
(1) 自殺リスクを抱えた個々人に対する「生きることの包括的な支援」事業	・足立区での寄り添い支援事業	通年	東京都足立区	10人	足立区民	不特定多数	51,113
(2) 「生きることの包括的な支援」を全国で実施・展開するための社会的インフラ構築事業	・SNS等地域連携包括支援事業 ・こども若者のためのオンライン広場事業	通年	全国	250人	一般市民	不特定多数	833,635
(3) 自殺対策の推進に関する提言事業	・自殺対策基本法に沿った施策、取組の推進 ・地方議員向けの情報提供	随時	全国	5人	地方議員	不特定多数	700
(4) 自殺対策に取り組む自治体や民間団体等への支援事業	・足立区自死遺族のつどい運営 ・自治体実施研修講師等 ・研修、講演講師	通年 随時	東京都足立区 全国	5人	一般市民 自治体職員 報道関係者	不特定多数	5,446
(5) その他目的を達成するために必要な事業	当該年度の計画なし						

2026年度

事業計画書

特定非営利活動法人自殺対策支援センターライフリンク

1 事業実施の方針

自殺対策を「生きる支援」と捉え、誰も自殺に追い込まれることのない「生き心地のよい社会」の実現をめざして、下記5つの事業を柱にして活動を推進する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【890,894】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
(1) 自殺リスクを抱えた個々人に対する「生きることの包括的な支援」事業	・足立区での寄り添い支援事業	通年	東京都足立区	10人	足立区民	不特定多数	51,113
(2) 「生きることの包括的な支援」を全国で実施・展開するための社会的インフラ構築事業	・SNS等地域連携包括支援事業 ・こども若者のためのオンライン広場事業	通年	全国	250人	一般市民	不特定多数	833,635
(3) 自殺対策の推進に関する提言事業	・自殺対策基本法に沿った施策、取組の推進 ・地方議員向けの情報提供	随時	全国	5人	地方議員	不特定多数	700
(4) 自殺対策に取り組む自治体や民間団体等への支援事業	・足立区自死遺族のつどい運営 ・自治体実施研修講師等 ・研修、講演講師	通年 随時	東京都足立区 全国	5人	一般市民 自治体職員 報道関係者	不特定多数	5,446
(5) その他目的を達成するために必要な事業	当該年度の計画なし						

2025年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人自殺対策支援センターライフリンク
(単位：円)

科	目	金額	小計・合計
【A】経常収益			
1 受取会費			200,000
	正会員受取会費	200,000	
2 受取寄附金			1,400,000
	受取寄付金	1,400,000	
3 受取助成金等			835,000,000
	受取補助金	835,000,000	
4 事業収益			60,600,000
	(1)自殺リスクを抱えた個々人に対する「生きることの包括的な支援」事業	54,000,000	
	(2)「生きることの包括的な支援」を全国で実施・展開するための社会的インフラ構築事業	0	
	(3)自殺対策の推進に関する提言事業	100,000	
	(4)自殺対策に取り組む自治体や民間団体等への支援事業	6,500,000	
	(5)その他目的を達成するために必要な事業	0	
5 その他の収益			907,000
	謝金	700,000	
	受取利息	7,000	
	雑収益	200,000	
経常収益計			898,107,000
【B】経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			430,540,000
	給料手当	363,807,000	
	人材派遣費	28,160,000	
	通勤費	6,348,000	
	法定福利費	31,522,000	
	福利厚生費	703,000	
(2) その他経費			460,354,000
	食料支援費	339,000	
	諸謝金	10,260,000	
	業務委託費	330,386,000	
	通信費	59,416,000	
	賃借料	13,127,000	
	荷造運賃	502,000	
	旅費交通費	5,167,000	
	消耗品費	2,536,000	
	印刷製本費	3,369,000	
	会議費	406,000	
	会場費	1,370,000	
	採用研修費	1,450,000	
	新聞図書費	331,000	
	租税公課	2,376,000	
	保険料	257,000	
	支払手数料	7,239,000	
	地代家賃	17,221,000	
	水道光熱費	1,777,000	
	修繕費	574,000	
	減価償却費	2,251,000	
事業費計			890,894,000
2 管理費			
(1) 人件費			600,000
	給料手当	400,000	
	人材派遣費	80,000	
	通勤費	10,000	
	法定福利費	60,000	
	福利厚生費	50,000	

	(2) その他経費		841,000
	印刷製本費	10,000	
	諸謝金	6,000	
	旅費交通費	200,000	
	通信費	70,000	
	賃借料	30,000	
	荷造運賃	3,000	
	修繕費	40,000	
	水道光熱費	1,000	
	地代家賃	10,000	
	採用研修費	40,000	
	新聞図書費	10,000	
	諸会費	20,000	
	租税公課	240,000	
	支払手数料	160,000	
	雑費	1,000	
	管理費計		1,441,000
	経常費用計		892,335,000
	当期経常増減額【A】－【B】・・・①		5,772,000
	【C】経常外収益		
	経常外収益計		0
	【D】経常外費用		
	経常外費用計		0
	当期経常外増減額【C】－【D】・・・②		0
	税引前当期正味財産増減額①＋②・・・③		5,772,000
	法人税、住民税及び事業税・・・④		2,200,000
	前期繰越正味財産額・・・⑤		79,381,476
	次期繰越正味財産額③－④＋⑤		82,953,476

2026年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人自殺対策支援センターライフリンク
(単位：円)

科	目	金額	小計・合計
【A】経常収益			
1 受取会費			200,000
	正会員受取会費	200,000	
2 受取寄附金			1,400,000
	受取寄付金	1,400,000	
3 受取助成金等			835,000,000
	受取補助金	835,000,000	
4 事業収益			60,600,000
	(1)自殺リスクを抱えた個々人に対する「生きることの包括的な支援」事業	54,000,000	
	(2)「生きることの包括的な支援」を全国で実施・展開するための社会的インフラ構築事業	0	
	(3)自殺対策の推進に関する提言事業	100,000	
	(4)自殺対策に取り組む自治体や民間団体等への支援事業	6,500,000	
	(5)その他目的を達成するために必要な事業	0	
5 その他の収益			907,000
	謝金	700,000	
	受取利息	7,000	
	雑収益	200,000	
経常収益計			898,107,000
【B】経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			430,540,000
	給料手当	363,807,000	
	人材派遣費	28,160,000	
	通勤費	6,348,000	
	法定福利費	31,522,000	
	福利厚生費	703,000	
(2) その他経費			460,354,000
	食料支援費	339,000	
	諸謝金	10,260,000	
	業務委託費	330,386,000	
	通信費	59,416,000	
	賃借料	13,127,000	
	荷造運賃	502,000	
	旅費交通費	5,167,000	
	消耗品費	2,536,000	
	印刷製本費	3,369,000	
	会議費	406,000	
	会場費	1,370,000	
	採用研修費	1,450,000	
	新聞図書費	331,000	
	租税公課	2,376,000	
	保険料	257,000	
	支払手数料	7,239,000	
	地代家賃	17,221,000	
	水道光熱費	1,777,000	
	修繕費	574,000	
	減価償却費	2,251,000	
事業費計			890,894,000
2 管理費			
(1) 人件費			600,000
	給料手当	400,000	
	人材派遣費	80,000	
	通勤費	10,000	
	法定福利費	60,000	
	福利厚生費	50,000	

	(2) その他経費		841,000
	印刷製本費	10,000	
	諸謝金	6,000	
	旅費交通費	200,000	
	通信費	70,000	
	賃借料	30,000	
	荷造運賃	3,000	
	修繕費	40,000	
	水道光熱費	1,000	
	地代家賃	10,000	
	採用研修費	40,000	
	新聞図書費	10,000	
	諸会費	20,000	
	租税公課	240,000	
	支払手数料	160,000	
	雑費	1,000	
	管理費計		1,441,000
	経常費用計		892,335,000
	当期経常増減額【A】－【B】・・・①		5,772,000
	【C】経常外収益		
	経常外収益計		0
	【D】経常外費用		
	経常外費用計		0
	当期経常外増減額【C】－【D】・・・②		0
	税引前当期正味財産増減額①＋②・・・③		5,772,000
	法人税、住民税及び事業税・・・④		2,200,000
	前期繰越正味財産額・・・⑤		82,953,476
	次期繰越正味財産額③－④＋⑤		86,525,476